

注意事項

1 鳥獣の捕獲等を実施するために入林する場合は、別紙1 安全のための遵守事項「鳥獣の捕獲を目的として入林される皆様へ」及び立入禁止区域図をよく確認し、十分理解していただいた上で、入林の際に携行していただく必要があります。

2 別紙1 安全のための遵守事項「鳥獣の捕獲を目的として入林される皆様へ」及び立入禁止区域図は、入林届提出先の森林管理署等で配布しております。また、管轄する森林管理局及び森林管理署等のホームページでも公開しておりますので、こちらから入手いただくことも可能です。別添「入林届提出先一覧表」をご確認下さい。

なお、配布の場合は、配布する森林管理署等が管轄する国有林野部分のみの立入禁止区域図となりますのでご注意ください。

立入禁止区域図は、年度始め（4月頃）及び猟期前（10月頃）に更新します。

また、事業の変更に伴い立入禁止区域図を変更する場合がありますので、入林する際は、お手持ちの立入禁止区域図が最新かどうかご確認ください。

3 団体が届け出る場合は、別紙1 安全のための遵守事項「鳥獣の捕獲を目的として入林される皆様へ」及び立入禁止区域図を、構成員に必ず伝達した上で申請して下さい。

また、別紙2の構成員名簿を提出して下さい。

4 実際に入林する日が決まった場合には、入林する日までに日にちと場所を、管轄する森林管理署等に電話、FAX、電子メールのいずれかの方法によりご連絡下さい。

5 入林される際は、安全のため、この用紙を点線で折り、接受印の押された面を上にして、車両の見やすい場所に掲示して下さい。なお、複数の車両で入林する場合は、この用紙の写しを車両ごとに掲示して下さい。

6 銃器を使用される方は、他の入林者への注意喚起として、別紙3の注意喚起看板を車体の側面等の見やすい場所に掲示して下さい。なお、複数の車両で入林する場合は、車両ごとに掲示して下さい。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を目的として入林しようとする場合は、夜間銃猟作業計画を合わせて提出してください。なお、入林届を提出する際に府県知事の確認が得られていない場合は、確認が得られ次第提出して下さい。

以上のことを十分理解いただけましたら、入林届のチェックボックスにチェックをして、この入林届を別添の入林届提出先に3業務日以前の勤務時間内に提出して下さい。（*2）

なお、直接持ち込みいただいた際に、勤務時間外又は留守の場合は、森林管理署等の郵便受に投函して下さい。また、郵送の場合は3業務日以前の勤務時間内に必着するよう提出して下さい。

8 電子メールによる提出の場合、押印を省略しての提出も可能です。

*1 団体が申請する場合は、平日の日中に連絡が可能な構成員2名を記載して下さい。

*2 「3業務日以前」とは、例えば、日曜日に入林しようとする場合、前の週の水曜日の勤務時間内までを指します。

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
③	②	①	—	入林予定日

提出期限 →